

(目的)

第1条 この規程は、勝山市水道事業給水条例(平成10年勝山市条例第7号。以下「給水条例」という。)第39条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の新設等の申込み)

第2条 給水条例第5条第1項に規定する給水装置の新設等の申込みは、「給水装置工事申込書」の提出をもって行う。

(利害関係人の同意書等の提出)

第3条 給水条例第5条第2項に規定する市長が給水装置工事申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めることができるときは、次の各号の一に該当する場合とし、その利害関係人はそれぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするときは、その給水装置の所有者

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするときは、その土地又は家屋の所有者

2 給水条例第5条第3項の規定により前項の同意書等の提出ができないときは、給水装置工事申込者は誓約書を提出しなければならない。

(開発等の事前協議)

第4条 給水条例第6条の協議は、「開発給水協議書」の提出をもって行う。

2 市長は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、その結果を当該申請者に書面により回答する。

(給水装置工事使用材料)

第5条 市長は、給水条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、使用される材料が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第4条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により市長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第6条 給水条例第9条の規定に基づく構造及び材質の指定は、政令第4条第1項に規定する給水装置の構造及び材質基準に適合しているものでなければならない。

2 前項の基準を適用するときに必要な技術的細目は、政令第4条第2項の規定に基づく給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)で定めたものとする。

3 給水条例第9条の規定により市長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉦工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

(2) 製品が政令第4条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第4条に定める構造、材質基準への適合性を証明したもの

4 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により市長がやむを得ないと認めた場合は、前各項の規定により市長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

5 市長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその理由が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

(受水槽の設置)

第7条 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事務所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他市長が必要と認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。

2 給水装置から給水を受ける受水槽その他の施設の工事をしようとする者は、当該施設の工事に係る設計書及び図面を添え、市長の承認を受けなければならない。

3 給水装置から給水を受ける受水槽を設置したときの給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

(工事費の算出方法)

第8条 [給水条例第10条第1項](#)に規定する工事費の算出方法となる材料費、運搬費、労力費、道路復旧費、工事監督費、間接諸費は、毎年度当初に市長が定め、当該年度内は変更しない。ただし、材料の価格又は賃金が10分の1以上変動したとき、及び特殊な理由が生じたときはこの限りでない。

(工事費の予納)

第9条 [給水条例第11条ただし書](#)の規定により工事費の予納を必要としない工事は、官公署等の工事及び修繕工事とする。

(給水の申込み)

第10条 [給水条例第14条](#)に規定する給水の申込みは、「給排水(再開・廃止・中止)届」の提出をもって行う。

第11条 削除

(メーターの設置位置等)

第12条 [給水条例第17条第2項](#)に規定するメーターの位置は、次に掲げる基準により位置を定める。ただし、この基準により難しい理由のあるときは、その都度市長の許可を受けなければならない。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替え作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

2 [給水条例第17条第4項](#)の管理上不適当となったときは、設置後建築物の増改築又は敷地の舗装等のため位置又は埋設の深さが不適當になったとき、又はメーターの点検を困難にする工作物を設けたときをいう。

(メーターの設置基準)

第13条 [給水条例第17条第2項](#)に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、市長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(受水タンク以下の装置)

第14条 [給水条例第17条第3項](#)の使用水量を計量するため特に必要があるときは、受水タンク以下の装置が2戸以上の建築物に設置され、各戸の水道使用者が異なるときとする。

2 受水タンク以下の装置にメーターを設置する基準は、[前項](#)に該当し散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分(以下「共用部分」という。)を除く各戸の使用水量が区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができるものとする。

- 3 [前項](#)の共用部分について市長が特に必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。
- 4 受水タンク以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、市長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- 5 メーターは、あらかじめ市長に届け出て[給水条例第8条第1項](#)に規定する市長が指定する者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。
- 6 受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(メーターの損害弁償)

第15条 [給水条例第18条第3項](#)に規定する保管者が、自己の保管に係るメーターを亡失又は毀損したときは、「メーター亡失(毀損)届」を市長に届け出なければならない。

2 市長は、[前項](#)の届出によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道使用中止、変更等の届出)

第16条 [給水条例第19条第1項](#)及び[第2項](#)の各号の規定による届出は、次のとおりとする。

- (1) 給水装置の使用をやめるときは、「給排水(再開・廃止・中止)届」の提出をもって行う。
- (2) メーターの口径を変更しようとするときは、「メーター口径変更届」の提出をもって行う。
- (3) 使用者の氏名又は住所を変更しようとするときは、「給排水装置使用者変更届」の提出をもって行う。
- (4) 所有者を変更しようとするときは、「給水装置所有権移転届」の提出をもって行う。

(消火栓の使用)

第17条 [給水条例第20条第2項](#)及び[第3項](#)の規定による届出は、「消火栓使用届」の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第18条 [給水条例第22条第1項](#)の規定による検査請求は、「給水装置・水質検査請求書」の提出をもって行う。

(料金等の納期)

第19条 [給水条例](#)の規定により徴収する料金等の納期は、次のとおりとする。

- (1) 水道料金は、条例第25条に規定する定例日の属する月の翌月の末日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるものについては、これを変更することができる。

(2) その他の納入金は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

- 2 市長は、特別の理由がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定する期間内において別に納期を定めることができる。

(過誤納による精算)

第20条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において精算することができる。

(料金等の代納)

第21条 使用者は、料金等の代納者を置くことができる。

- 2 前項の代納者を選定しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(料金等の領収及び取扱者印)

第22条 集金の方法で徴収する料金その他の納付金に対する領収書は、勝山市水道事業企業出納員の領収又は取扱者(徴収委託による受託者を含む。)の印があるものに限り有効とする。

(使用水量の認定基準等)

第23条 給水条例第26条の規定による使用水量の認定は、次のとおりとする。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。
- (2) メーターが設置されていないときは、1世帯1月につき4人まで20立方メートルとし、1人を増すごとに5立方メートルを加算した水量とする。ただし、月の中途において給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止した場合、使用日数が15日を超えないときは、その2分の1の水量とする。
- (3) 使用者の不在、積雪、その他の理由によりメーター点検が不可能のときは、認定する月の前3か月の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難いときは見積量による。

(メーターの試験)

第24条 使用者は、メーターの試験を申請することができる。その結果公差を超えたときは、前条第1号の規定を準用し使用水量を認定する。

(使用水量の端数計算)

第25条 使用水量1立方メートル未満の端数は、翌月の使用水量に算入する。ただし、給水の使用を中止又は廃止した場合の1立方メートル未満の端数は、1立方メートルとして料金を算定する。

(負担金を伴う給水の申込み)

第26条 給水条例第30条第1項の規定による給水の申込みは、給水条例第5条の規定による給水申込書の提出をもって行う。ただし、給水条例第24条に規定する料金を滞納している者については、当該申込みを受理しないものとする。

(新設配水管等の施工)

第27条 給水条例第30条第2項の規定により新たに配水管等を設置する場合において、市長は、当該新設配水管等の口径、延長距離及び既設の配水管等からの分岐箇所を決定し、勝山市が当該配水管等工事を施工することができる。

- 2 前項の場合において、延長距離とは、給水区域内の公道及び不特定多数の者が常時通行のために利用していると認められる私道上における新設配水管等の距離で、当該申込者のメーター設置箇所の前面道路の地点から勝山市の定める既設配水管の分岐箇所までの距離(メートル距離に換算し小数点第1位まで算出するものとする。以下同じ。)とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、新設配水管等を設置する場合において当該延長距離が15.0メートルを超えないときは、当該配水管等を給水装置とみなし、給水条例第7条前段の規定により当該給水装置を新設しようとする者がその費用を負担し、施工するものとする。

(一般家庭住宅の場合の負担金額)

第28条 給水条例第30条第3項に規定する負担金の額は、専ら営利を目的としない一般家庭住宅(営業施設と住宅を兼ねる場合を含む。以下「一般家庭住宅」という。)の場合については、新設配水管等の延長距離に1メートル当たりの施工単価1万1,000円を乗じて得た額に、当該延長距離に応じて別表第1に定める費用負担割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 前項に規定する場合において、既設の配水管等の能力の限界により既設配水管等の口径拡大など必要な工事が生じたときは、勝山市の負担においてこれを行う。

(一般家庭住宅以外の場合の負担金額)

第29条 給水条例第30条第3項に規定する負担金の額は、前条第1項に規定する場合を除き、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 工事に要する費用で、工事請負費、路面復旧費、設計監督費及び諸経費にあたるもの
- (2) その他の費用

- 2 前項各号に規定する費用は、次の各号により積算する。

- (1) 工事請負費及び路面復旧費は、市長が特別に定める設計単価により算出した額
- (2) 設計監督費は、工事請負費及び路面復旧費の合計額に100分の10以内で市長が別に定める率を乗じて得た額

(3) その他の費用は、市長が給水に応ずるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用
(申込手続)

第30条 給水条例第30条第2項の規定による配水管等工事の申込みは、第26条の申込みに新設配水管等申請書(様式第1号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みを受け、水道事業の運営に支障がないと認めるときは、第28条及び前条の規定により負担金の額を決定し、新設配水管等決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。ただし、給水条例第24条に規定する料金を滞納している者については、当該申込みを受理しないものとする。

3 申込者が前項の負担金を市長の指定する日までに納入しないときは、当該申込みを取り消したものとみなす。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

4 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。
(料金等の減免)

第31条 給水条例第32条の規定に基づき料金等の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合については、この限りでない。

2 前項の減免のできる場合は、次の各号の一に該当するもののうち市長が認めたものに対して行うものとし、この場合における軽減の基準及びその額は、市長が別に定める。

- (1) 短期間における公益事業
- (2) 天災その他の災害を受け料金の納付が困難である者
- (3) 給水系統の破損又は給水管等の老朽化による漏水
- (4) 災害その他不可抗力の原因による漏水
- (5) 前各号のほか市長が特別の理由があると認めたもの

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

(措置命令)

第32条 給水条例第33条の規定による措置の指示は、「給水装置の管理義務違反に関する指示書」により行うものとする。

(停止処分の方法)

第33条 給水条例第36条の規定による給水装置の切離しは、止水栓の閉鎖、メーターの撤去又は給水管と配水管との連結を切断することによって行う。

2 1個のメーターで2戸以上の使用者が連合して使用する場合は、その1戸に対する給水の切離しによる停止は使用者全部に及ぶものとする。

3 2以上の給水装置を使用するものに対する給水の停止は、他の給水装置全部に及ぶものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第34条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 管理基準

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する厚生省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(身分証明書の携帯)

第35条 職員及び委託人は、集金、メーターの点検、給水装置の検査、違反処分その他職務を執行するときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(書類の様式)

第36条 この規程に関し、必要な書類の様式及び必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この規程の施行の際、旧勝山市水道事業給水条例施行規則の規定によってなされた届出、請求その他の手続は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成15年3月27日訓令第7号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月24日訓令第1号)

この規程は、平成22年5月24日から施行し、平成22年5月定例日の属する月分以後の料金について適用する。

附 則(平成24年3月22日訓令第3号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日訓令第22号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月1日訓令第3号)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程第19条の規定は、令和5年2月定例日の属する月分以降の料金から適用し、施行日前の料金の徴収については、なお従前の例とする。

別表第1(第28条関係)

新設配水管等の延長距離	費用負担の割合
15メートルまでの分	10分の10
15メートルを超え100メートルまでの分	3分の1
100メートルを超える分	10分の10

様式第1号(第30条関係)

年 月 日

勝山市長 殿

申請者 住所

氏名

新設配水管等申請書

勝山市水道事業給水規程第30条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、配水管等の布設が決定した場合、勝山市水道事業給水条例第30条第2項に定める負担金を配水管等の布設工事前に納付することを誓約します。

記

配水管等布設位置	勝山市
水道メーター設置場所 (予定)	別紙のとおり

新設配水管等延長	
負担金算定式	
負担金額	
備 考	
可 否	

*この欄は記入しないでください。(勝山市記入分)

様式第2号(第30条関係)

年 月 日
第 号

殿

勝山市長

新設配水管等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新設配水管等については次のとおり決定する。

配水管等布設位置	勝山市
----------	-----

1. 可

次の負担金を速やかに納付すること。

新設配水管等延長	m (別図参照)
負担金算定式	
負担金額	
備 考	

2. 不可

次の理由により、申請のあった位置には配水管等を布設しない。

不可の理由：
